ちゅうおう消費者だより

P.1　中央区消費生活展2026のお知らせ
P.2-3　デジタルコンテンツのサブスクの落とし穴
P.4　海外事業者とのサブスク契約に要注意！
消費生活相談事例Q&A

第196号
令和8年10月
編集発行
中央区消費生活センター
☎3546-5332
ホームページ
https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/

特集

デジタルコンテンツのサブスクの落とし穴

消費生活相談事例 Q&A　SNS上での「儲け話」の広告に注意！



お知らせ

中央区制施行80周年記念

中央区消費生活展2026

〈同時開催〉中央区まるごとミュージアム2026

快適なくらしを求めて ～未来に向けてかしこい選択と安心な暮らし～

クイズラリーで景品をプレゼント！
なくなり次第終了となります

日時　**11月15日（日）**
午前10時～午後3時30分

中央区制施行80周年記念
消費生活講座

会場　**月島区民センター1階**（月島4-1-1）

交通機関
・東京メトロ有楽町線・都営地下鉄大江戸線「月島駅」10番出口すぐ
・都営バス「月島三丁目停留所」下車すぐ
・江戸バス「月島区民センター停留所」下車すぐ



マジックに学ぶ！「見抜く力」




▲瞳ナナ＆小泉ポロン

目の前で起こる不思議を楽しみながら、惑わされない「選ぶ力」をアップデート！魅力的なステージを通じて、暮らしを守る確かな知恵を手に入れよう。

日時　**11月15日（日）**
❶午後1時～1時30分 ❷午後2時30分～3時
※当日は月島区民センター1階受付にて10：00より整理券を配付します。

場所　**月島社会教育会館 5階講習室**（月島区民センター5階）

対象　**区内在住・在勤・在学の方 各80名程度**

（主催）中央区・中央区消費者友の会
（協賛）コープみらい東京1ブロック委員会・パルシステム東京・一般財団法人関東電気保安協会・東京司法書士会中央支部・東京都計量検定所・東京都下水道局中部下水道事務所

中央区消費生活センター　相談窓口のご案内

消費生活相談専用ダイヤル　**☎03（3543）0084　☎03（3546）5727**

相談日時　月曜日から金曜日まで　午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く。）

所在地　〒104-8404　東京都中央区築地1-1-1 中央区役所1階
https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/

中央区消費生活センターHP

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT
やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

海外事業者とのサブスク契約に要注意！

その1　本物そっくりの「偽ボタン」広告に騙されないで！

動画やニュースサイトの閲覧中に表示される「スタート」「OK」「次へ」といったボタン。実はこれ、サイトの一部ではなくサブスク契約へ誘導する「広告」である場合があります。クリックしてカード情報を入力すると、意図せず海外サイトの有料会員に登録されてしまいます。

その2　数百円の「お試し」が、数日後に「高額サブスク」へ！

SNS広告の「3日間だけ200円」「初回100円」という占いサイトや診断サイトに注意！ わずか数日間のトライアル期間が過ぎると、自動的に数千円～1万円近い月額料金に切り替わります。利用規約が英語で、解約手続きが非常に困難なケースも多発しています。

- **日本語サイトでも「運営者住所」を確認しましょう。**
 海外事業者の場合、トラブル解決は極めて困難です。
- **「無料・低額」でもカード入力は自動課金のサイン！**
 登録しただけで、自動課金が開始される恐れがあります。
- **決済前に「サイト名＋解約」で検索を！**
 評判を調べ、怪しいと感じたら登録しないでください。



Q&A

消費生活相談事例 SNS上での「儲け話」の広告に注意！

Q. SNSの投資広告からグループチャットに誘われました。他の会員の「儲かった」という言葉を信じて10万円預けると、すぐに利益が出て出金もできたため、相手を信用して次々に送金してしまいました。投資額が700万円になったところで出金を申し出ると、「出金には税金がかかる」と言われ、追加費用を支払った後も結局出金されず、相手とも連絡が取れなくなりました。お金を取り戻せますか？



A. SNSは、ユーザー同士が写真や動画などを通じて交流できる会員制サービスです。SNSの普及に伴い、SNSをきっかけとした消費者トラブルが増えています。
グループチャットでは互いの個人情報を明らかにせずにやり取りをするため、トラブルになった場合、相手の身元を確認する手段がなく、返金を求めることが非常に困難です。
ネット上で儲け話を勧誘されたら、まずは詐欺を疑いましょう。
不審に思った時は、すぐにお住まいの消費生活センターや警察に相談してください。



デジタルコンテンツの サブスク※の落とし穴



スポーツ観戦や映画、音楽、ニュースなど、多彩なデジタルコンテンツを定額で楽しめるサービスは、とても便利です。しかしその一方で、“デジタルならでは”の消費者トラブルが急増しています。

「1か月利用するつもりが年間契約になっていた」「解約したいが手続きが分からない」など、請求や解約に関する相談が後を絶ちません。デジタルコンテンツのサブスクは、商品が届くわけではないため、クレジットカード等の利用明細を確認しない限り、トラブルに気づきにくいという特徴があります。

あなたのスマートフォンにも、気づかぬまま支払い続けている“うっかりサブスク”はありませんか？



※ サブスク（サブスクリプション）とは、定額料金を継続して支払うことにより、一定期間、商品や動画・音楽・ニュース等のデジタルコンテンツを利用できるサービスのことです。一度契約すると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。

知っておこう！サブスクのトラブル

事例1　無料やお試し価格のつもりが…

- 動画配信サービスの「無料体験」の広告を見つけ、申し込みをした。その後、一度も利用しないまま、半年後にクレジットカードの利用明細を確認したところ、毎月数千円が引き落とされていた。
- フィットネスアプリの1週間無料体験後、アプリを削除した。ところが、月額料金が継続して課金されていた。



ここをチェック

「無料」の条件や期間などを契約前に確認しましょう。

重要な内容が細かな字や見づらい色、離れた場所に記載されていることがあります。焦らず、細部まで読み込みましょう。



「アプリの削除」と「解約手続き」は別物です。

アプリを削除しただけでは、請求を止めることはできません。
必ず端末の設定画面や公式サイトで、契約が「解約済み」になっているか確認しましょう。

事例2　月ごとの契約だと思ったら…



動画配信サービスで『月額〇〇円』と大きく書かれていたため、月ごとの契約だと思い申し込んだ。数か月後に使わなくなったので解約しようとしたところ、実際は「1年契約」の分割払いプランで、期間満了まで解約できないと言われた。

ここをチェック

契約期間、更新時期、金額を事前に確認しましょう。

「月額〇〇円」と書かれていても必ずしも月ごとの契約であるとは限りません。「△△円お得」などの強調表示に惑わされず、契約した際に支払うことになる総額がいくらになるか、各プランの詳細や利用規約等を確認しましょう。

注文確定前に「コース選択」を再確認しましょう。

サイトによっては、あらかじめ「年間プラン」が最初から選択されていることがあります。自分に不利な設定になっていないか、確認が必要です。



申し込み前に最終確認画面で契約内容を再確認しましょう。

最終確認画面はスクリーンショットを撮るなどし、保管しておきましょう。

事例3　うっかり解約し忘れていた…



- 息子が3年前に申し込んだ音楽配信サービスのサブスクを解約し忘れ、料金を支払い続けていた。携帯電話料金と一緒に支払っていたので、全く気づかなかった。事業者に連絡し、退会はできたが、返金はされなかった。
- 4年前にニュース配信サービスを申し込んだが、アカウントの情報を忘れたため解約できずに困っている。安易に契約したまま情報の控えを取っていなかった。

ここをチェック

クレジットカード等の利用明細は“毎月”確認しましょう。

サブスクは、「実際に使ったかどうか」に関わらず、解約しない限り料金が発生し続けます。使っていない期間の返金は原則としてされません。クレジットカードやキャリア決済の明細を定期的に確認し、不要な支払いに早く気づくことが大切です。

契約したサブスクの情報を管理しましょう。

解約時には、申込時に登録した情報（メールアドレスやパスワード、カード情報等）が必要になる場合があります。サービスの名称、支払い方法、更新時期などと共に記録しておきましょう。

